

## 9月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和4年9月29日（火） 午後2時00分～午後2時03分
- 2 場 所 南部地区構造改善センター 会議室1・2
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏  
委 員 袴田 雄司 佐原 陽子 河合 禎隆 西川 倫子  
事 務 局 教 育 次 長(寺本賢介) 教育総務課長(松本圭史)  
学校教育課長(鈴木聖慈) 幼児教育課長(豊田香織)  
スポーツ・生涯学習課長(戸田昌宏) 図書館長(菅沼 稔)  
教育総務課長代理(竹中幹晴)
- 4 報 告 第 26 号 湖西市構造改善施設条例施行規則及び湖西市西部地域センター条例施行規則の一部改正について

午後2時00分開会

**(渡辺教育長)** 出席は5名、定足数に達しているので、令和4年9月湖西市教育委員会定例会を開会する。

---

**(渡辺教育長)** それでは審議に入る。

報告第26号「湖西市構造改善施設条例施行規則及び湖西市西部地域センター条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 報告第26号「湖西市構造改善施設条例施行規則及び湖西市西部地域センター条例施行規則の一部改正について」、湖西市構造改善施設条例施行規則（昭和57年湖西市規則第2号）及び湖西市西部地域センター条例施行規則（平成30年湖西市規則第35号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和4年9月29日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

湖西市構造改善施設の北部地区多目的研修集会施設と西部地域センターでは、図書貸出しを行っており、その運用に関しては図書館条例施行規則に準じている。

8月定例教育委員会における図書館条例施行規則の一部改正の承認に伴い、湖西市構造改善施設条例施行規則及び西部地域センター条例施行規則においても、図書館条例施行規則にあわせた内容で一部改正の必要が生じたことから今回改正を行うものである。

改正の内容については、3ページから5ページの新旧対照表のとおり、貸出期間の「2週間」を「15日」に、「1月」を「30日」に改め、あとは条ずれの補正となる。

なお、各条例施行規則の施行日は令和4年10月1日とするものである。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 本日の案件については、これをもって全て終了した。

これにて、令和4年9月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後2時03分終了